

広島県告示第八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

令和七年九月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

広島市安佐北区深川町字茗荷谷二二九の六から二二九の八まで

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

一般送配電事業用地とするため